

## 【令和5年 問9改】

労働安全衛生法の対象となる作業・業務について、同法に基づく規則に関する次のA～Eの各記述の正誤を判定せよ。

A 金属をアーク溶接する作業には、特定化学物質障害予防規則の適用がある。

B 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務には、鉛中毒予防規則の適用がある。

C 重量の5パーセントを超えるトルエンを含む塗料を用いて行う塗装の業務には、有機溶剤中毒予防規則の適用がある。

D 潜水業務(潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務をいう。)には、酸素欠乏症等防止規則の適用がある。

E フォークリフトを用いて行う作業には、労働安全衛生規則の適用がある。

**Point 労働安全衛生法に基づく規則**

◆労働安全衛生法に基づいて、非常に多くの規則が制定、施行されている

ex. 特定化学物質障害予防規則(A肢)、鉛中毒予防規則(B肢)、有機溶剤中毒予防規則(C肢)、酸素欠乏症等防止規則(D肢)、労働安全衛生規則(E肢)、高気圧作業安全衛生規則、石綿障害予防規則 他

※ 受験対策としては、出題実績のほぼない各規則の内容を学習する必要はない →本問は捨て問題で良い

cf. D肢の潜水業務には、酸素欠乏症等防止規則ではなく、高気圧作業安全衛生規則の適用がある

…潜水業務で問題となるのは、身体に受ける圧力の面であって空気中の酸素の濃度の面ではない

cf. 健康障害を生ずるおそれのある業務についての制限

→潜水業務、高圧室内業務に従事させる労働者については、作業時間についての基準に違反して、労働者を業務に従事させてはならない

※ 身体に高い圧力を受けて行う業務を「健康障害を生ずるおそれのある業務」とし、これに制限を加えている

**Aの解答：正**      **Bの解答：正**      **Cの解答：正**      **Dの解答：誤**      **Eの解答：正**

(則 36 条5号、則 151 条の 16～則 151 条の 26、令 20 条9号、令別表第4, 13 号、令別表第6の2, 37 号、特定化学物質障害予防規則 38 条の 21 鉛中毒予防規則1条5号リ、有機溶剤中毒予防規則1条1号・2号・6号リ、高気圧作業安全衛生規則1条の2, 3号、同則8条、同則9条、同則 12 条、酸素欠乏症等防止規則2条他)

【令和5年 問10改】

労働安全衛生法の健康診断に係る規定に関する次のA～Eの各記述の正誤を判定せよ。

- C 事業者(常時100人以上の労働者を使用する事業者に限る。)は、労働安全衛生規則第44条の定期健康診断又は同規則第45条の特定業務従事者の健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、所定の様式の定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

Point 定期健康診断結果報告書の提出 ⇒【安衛問89】

◆報告の対象となる健康診断の種類 →安衛法の規則で定められている定期の健康診断

※ 一般定期健康診断、特定業務従事者の健康診断が対象(本肢)

◆提出義務のある事業主 →常時50人以上の労働者を使用する事業者(本肢)

※ 定期健康診断の実施後、遅滞なく、報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない(本肢)

※ 報告義務のみに事業者の規模要件があるのであって、各健康診断の実施自体は事業規模にかかわらず、全ての事業者に実施義務がある

cf. 健康診断の種類

※ 一般健康診断(A肢) …雇入れ時の健康診断(B肢)、定期健康診断(本肢・D肢)、特定業務従事者の健康診断(本肢)、海外派遣労働者の健康診断、給食従業員の健康診断

※ 特殊健康診断 …特別の項目についての特殊健康診断、歯科医師による健康診断

※ その他 …臨時健康診断、労働者指定医師による健康診断(E肢)、自発的健康診断

cf. 一般定期健康診断

→事業者が、「常時使用する労働者」に対し、1年以内ごとに1回、定期に行わなければならない ⇒cf. B

※ 健康診断の実施頻度の原則は6か月であり、1年は例外的

cf. 特定業務従事者の健康診断

→事業者が、一定の有害業務に常時従事する労働者に対し、業務への配置替えの際、及び6か月以内ごとに1回(一部検査に例外あり)、定期に行わなければならない

※ 一定の有害業務(特定業務) …専属の産業医の選任が義務付けられる有害業務(深夜業を含む)を指す

※ 臨時労働者は除かれるが、「常時従事する」要件を満たせば短時間労働者にも適用がある

cf. 特別の項目についての健康診断、歯科医師による健康診断 →全ての事業者を実施義務と報告義務がある

面接指導 →全ての事業者を実施義務がある

ストレスチェック →常時50人以上の労働者を使用する事業者を実施義務と報告義務がある

解答: 誤

(則52条1項)